

## 一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会 会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

### (入会金)

第2条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

- (1) 正会員 10,000 円
- (2) その他の会員 入会金の設定なし

### (入会金の納期)

第3条 入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から 30 日以内に納入しなければならない。

### (会費)

第4条 会員は、次の会費(年額)を納入しなければならない。

- (1) 正会員 10,000 円
- (2) 特別会員 会費の設定なし
- (3) 登録選手会員 2,000 円(ただし、登録支部の会員である場合は 1,000 円)
- (4) 登録支部会員 5,000 円
- (5) 賛助会員 10,000 円

### (会費の納期)

第5条 会員は、毎事業年度、原則として4月 30 日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合に限り、納期を変更することができる。

### (中途入会の会費及び納期)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期(4月から9月まで)の場合は年額の全額とし、下半期(10月から翌年3月まで)の場合は年額の半額とする。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から 30 日以内とする。

### (会費滞納の処置)

第7条 定める納期までに会費を納入しなかった会員に対し、督促する。

### (会員資格の喪失)

第8条 前条の手続を経てもなお会費を滞納する会員は、特別の事情がない限り、納入 期限から2年間を過ぎた時点で、定款第 10 条の定めにより会員資格を喪失する。

(入会金及び会費の猶予、減額又は免除)

第9条 第2条の入会金及び第4条の会費については、期間及びその他必要な事項を定めた上で、理事会の決議により、納入を猶予、減額又は免除することができる。

(会員の移行に伴う入会金)

第 10 条 会員区分を変更する場合、改めて入会金は徴収しない。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議によるものとする。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

Ⅰ この規程は、2016年4月1日から施行する。